

商品概要説明書

(2025年4月1日現在)

1. 商品名	結婚・子育て資金贈与専用預金 ＊ 預金の種類は普通預金となります。
2. ご利用いただける方	直系尊属の方(贈与者)から、結婚・子育て資金の贈与を受けられた20歳以上50歳未満の方(受贈者) ただし、受贈者の所得が1,000万円を超える場合は本預金の対象外となります。
3. 期間	○ お預け入れ 2027年3月31日(水)まで ○ 払戻し 受贈者が50歳になる日の前日まで
4. お預け入れ (1) 口座開設 (2) お預け入れ方法 (3) お預け入れ金額	○ 国内本支店の窓口で口座開設をしていただき、その後のお預け入れ、お引き出し等は口座開設店で受付いたします。 ○ あらかじめ贈与者と受贈者との間で書面にて贈与契約を締結していただく必要があります。 ○ 口座開設時に「結婚・子育て資金管理特約」(結婚・子育て資金贈与専用預金口座の特約)を締結させていただきます。 ○ 口座開設のお手続き等の詳細につきましては、窓口にお問い合わせください。 ○ 口座開設店の窓口でお預け入れいただきます。 ○ 受贈資金は贈与契約日から2か月以内に本口座にお預け入れいただく必要があります。 ○ 受贈資金以外のお預け入れはできません。 ○ ATM、インターネットバンキング等によるお預け入れはできません。 ○ 受贈資金のお預け入れは、1,000円以上1,000万円以内(1,000円単位)です。 ○ 追加のお預け入れも含め、受贈資金のお預け入れ限度額は1,000万円以内となります。 ○ 本口座の利息はお預け入れ金額に含みません。
5. お引き出し (1) 領収書等のご提示 (2) お引き出し方法	○ 本口座からのお引き出しにあたっては、結婚・子育て資金に支払ったものの領収書等(原本)をご提示いただきます。 ○ 領収書等(原本)のご提示がないお引き出しや、結婚・子育て資金目的以外のお引き出しは課税対象となります。 ○ 口座開設店の窓口で以下の2つの方法でお引き出しいただけます。 ①領収書払い 本口座にお預け入れの資金とは別の資金で結婚・子育て資金をお支払い後、領収書等(原本)を窓口にご提示いただき、当該資金を本口座からお引き出しいただく方法です。

(3) 結婚・子育て資金
の範囲

②お振り込み払い

結婚・子育て資金の請求書等(原本)を窓口にご提出いただき、当該資金を本口座からお振り込みいただく方法です。

* 振込手数料は当行所定の手数料をご負担いただきます。なお、振込手数料を本口座からお引き出しいただく場合、結婚・子育て資金以外のお引き出しとなります。

- 領収書等は、領収書等に記載の支払年月日の1年後の応当日までに窓口へご提出ください。1年後の応当日の翌日以降は、当該領収書等によるお引き出しはできません。
- ATM、インターネットバンキング、口座振替、クレジットカード決済等による払戻しはできません。
- 結婚・子育て資金の範囲は以下のとおりとなりますが、ご不明な点がある場合は、内閣府のホームページ等にてご確認ください。

	結婚に伴う婚礼、 住居および引越に要する 費用のうち一定のもの	妊娠・出産・育児に要する費用、 子の医療費および子の保育料 のうち一定のもの
非課税限度額	右記1,000万円の範囲内で 最大300万円	1,000万円
非課税 対象となる 資金	● 挙式・披露宴費用 ● 結婚を機に新たに物件を賃借する際に要した賃料、仲介手数料等の費用 ● 上記に係る引越費用	● 不妊治療、妊婦健診、出産、産後ケア、子[※]の医療費などで病院・診療所・薬局に支払う費用 ● 子[※]の育児で幼稚園・保育所などに支払う費用 ※法律上の子で小学校就学前の子に限ります

(4) ご留意いただきたい点

- 領収書等や請求書等の確認について

領収書等に記載すべき事項は以下の①～⑥です。(記載項目の詳細は、内閣府のホームページをご参照ください。)

<領収書等に記載すべき項目>

NO	記載項目	結婚に際して 支払った費用	妊娠・出産・育児に 際して支払った費用
①	支払日付	必 須	必 須
②	支払金額	必 須	必 須
③	摘要(支払内容)	必 須	補記可能 ^{※1}
④	支払者(宛名)	必 須	必 須
⑤	支払先の氏名(名称)	必 須	必 須
⑥	支払先の住所(所在地)	補記可能 ^{※1}	補記不要 ^{※2}

※1 記載漏れがあった場合には、お客さまが補記することも可能です。

その際には、お客さまの署名(または押印)が必要となります。

※2 記載がなくても補記は不要です。ただしベビーシッターおよび子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を除きます。

- 「領収書等明細一覧兼チェックシート」^{※3}をご提出ください
領収書等を窓口にご提出いただく際、「領収書等明細一覧兼チェックシート」(以下、「チェックシート」といいます)もあわせてご提出いただく必要があります。

	<u>お引き出しに要する時間を短縮するため、事前に「チェックシート」をご記入のうえ、ご来店いただきますようお願いいたします。</u> ※3 「チェックシート」は窓口に用意してあるほか、当行のホームページにも掲載しています。 ○ <u>お引き出しにかかるお時間について</u> <u>当行はご提出いただいた領収書等を法令に基づき確認いたします。</u> <u>ご提出いただく領収書等の枚数が多い場合は、非課税の対象となるか確認するために、お時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。</u>				
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年原則として2月と8月の第3月曜日の直前の土曜日に半年間の利息を計算し、口座にご入金します。 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。 以下の税率で源泉徴収されます。個人の方は分離課税となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">税 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20.315%</td><td> 国 税 15.315% 地方税 5% </td></tr> </tbody> </table> * 2037年12月31日までにお受け取りになる利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されます。 店頭の金利表示ボードに表示している他、ホームページ上でもご覧いただけます。	税 率		20.315%	国 税 15.315% 地方税 5%
税 率					
20.315%	国 税 15.315% 地方税 5%				
7. 手数料	_____				
8. 付加できる特約事項	○ 少額貯蓄非課税制度の対象となる方はマル優のお取扱いができません。 * マル優を利用する場合、本口座のお預け入れ金額はマル優限度額(上限350万円)と同額となります。				
9. 中途解約時の取扱い	_____				
10. リスクに関する事項	_____				
11. その他参考となる事項	○ 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品です。 ○ 本口座の開設は受贈者お1人につき1金融機関かつ1店舗に限定されます。 ○ 本口座は、以下のお取引等のご利用いただけません。 ① 給与、年金、配当金等の自動受取口座 ② 各種料金、クレジットカード等の自動支払口座 ③ キャッシュカードの発行 ④ ATMでのお預け入れ、お引き出し、お振り込み、お振り替え ⑤ インターネットバンキング利用口座としてのご登録				

	○ 下記のいずれかの早い日に「結婚・子育て資金管理特約」は終了いたします。その場合、本口座の解約手続きを別途行います。 ① 預金者が50歳になられた場合 ② 預金者が亡くなられた場合 ③ 本口座の残高が0円となり、預金者と当行との間で「結婚・子育て資金管理特約」終了の合意があった場合 ＊ 特約が終了した時点での[受贈資金－結婚・子育て資金お引き出し額]の残額については、特約終了日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。 ○ 契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における、[受贈資金－結婚・子育て資金お引き出し額]の残額を、贈与者から相続等により取得したこととされます。 ＊ 契約期間中に贈与者が死亡した場合には、口座開設店への届出が必要となります。 ○ この預金は預金保険の対象となります。 ○ 詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ、パンフレット等をご参照ください。
12. 当行が契約している 指定紛争解決機関	○ 当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 【連絡先】 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772